

●香川県告示第42号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成23年2月14日から同月28日まで与島漁業協同組合において縦覧に供する。

平成23年2月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 発起人の住所及び氏名  
坂出市櫃石417番地1 漁府 浩文  
坂出市櫃石301番地 丸本 哲夫  
坂出市岩黒208番地12 岩中 高夫
- 2 加入区の名称  
櫃石加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
与島漁業協同組合